

東近江市定住自立圏形成方針

東近江市は、旧八日市市の区域（以下「中心地域」という。）と旧永源寺町、旧五個荘町、旧愛東町、旧湖東町、旧能登川町及び旧蒲生町の区域（以下「近隣地域」という。）で形成する「東近江市定住自立圏」（以下「圏域」という。）に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った東近江市において、これまで築き上げてきたそれぞれの地域の多彩な特性をいかしたまちづくりのネットワーク化を図り、定住するために必要な諸機能を確保するとともに、自立するための経済基盤を培い、魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 前条の目的を達成するため、中心地域及び近隣地域は、次に掲げる政策分野において、地域の特性に応じた相互連携や機能分担を行い、圏域全体の活性化を図るものとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（連携する具体的事項）

第3条 前条の基本方針に基づき、相互連携や機能分担を行う取組は、次の各号に掲げるものとし、当該取組の内容及び当該取組における中心地域と近隣地域の機能は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 保健・医療・福祉・子育て

(ア) 保健体制の充実

a 取組の内容

生活習慣病の発症予防と重症化予防、生活習慣・社会環境の改善、社会生活に必要な機能の維持・向上に努める。また、健康づくり・介護予防を推進する体制づくりを進める。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、東近江市保健センターを核として、圏域におけ

る健康づくりを推進する役割を担い、各種健診や健康づくり事業等を実施し、圏域の医療機関と連携し健康増進事業の充実や、東近江市保健センターを基幹とした機能強化を図る。

(b) 近隣地域においては、各種健診や健康づくり事業等を実施し、地域の医療機関と連携し健康増進事業の充実を図る。

(イ) 地域医療体制の向上

a 取組の内容

圏域の中核病院である独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センターの機能強化を図るとともに、地域医療の拠点となる市立病院や市立診療所、民間医療機関の連携を強化する。また、医療スタッフの確保及びその定着を図るとともに、介護施設や福祉団体等とのネットワークを構築し、地域完結型医療の提供を目指す。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センターを中心に、近隣地域にある市立病院や市立診療所、民間医療機関と連携し、地域に必要な医療の提供や医療ネットワークを構築するとともに、医師確保に努める。

(b) 近隣地域においては、市立病院や市立診療所、民間医療機関と連携し、地域に必要な医療を提供するとともに、医師確保に努める。

(ウ) 地域福祉の充実

a 取組の内容

障害者の社会参加と自立を支援するため、関係機関と連携を強化し、相談支援や通所支援等を行う。また、心身の発達に課題のある者（児）に対する相談体制の充実等地域福祉の推進を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、関係機関と連携を図り、相談支援や通所支援等を行う。また、発達支援センターを中心に、心身の発達に課題のある者（児）に対する指導や相談支援、心身の発達についての研修や啓発を行う。

(b) 近隣地域においては、関係機関と連携を図り、相談支援や通所支援等を行う。

(エ) 子育て支援の充実

a 取組の内容

安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるため、家庭や地

域、関係機関が連携したネットワークを構築し、一人一人の子どもの育ちを総合的、継続的に支援する体制づくりを推進する。また、幼児教育や保育の質等の向上を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、子育て支援センターを中心に子育てのネットワークを構築し、相談窓口や子育て家庭の交流の場等を充実する。また、研修等による人材育成を行い幼児教育や保育の質等の向上を図る。

(b) 近隣地域においては、地域での子育て支援を推進するとともに、幼児教育や保育の質等の向上を図る。

イ 消防・防災

(ア) 消防防災体制の強化

a 取組の内容

防災や緊急情報等を圏域全体に提供する仕組みを構築し、市民の災害に対する自助力を高め、防災力の向上を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、市役所本庁の危機管理センターにおいて、緊急時の情報収集や発信を行う。また、市民の情報受信体制を確保する。

(b) 近隣地域においては、市民の情報受信体制を確保する。

ウ 教育

(ア) 教育、スポーツ環境の充実

a 取組の内容

子どもが安心して充実した学校生活を送れる質の高い教育環境を提供するため、学力向上に努め、人材育成や教育体制を構築する。また、誰もがスポーツを楽しめる環境を整え、スポーツの普及を推進するとともに、図書館サービスの向上を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、教職員の指導力等の向上や学力向上に係る企画立案を行うとともに、安心して学校生活を送れるよう支援体制を構築する。また、スポーツ環境を充実するとともに、図書館ネットワーク等による図書サービスを充実する。

(b) 近隣地域においては、学力向上に努めるとともに、安心して学校生活を送れるよう支援を行う。また、スポーツ環境を充実するとともに、図書館ネットワーク等による図書サービスを充実する。

エ 産業

(7) 農業、特産の振興

a 取組の内容

野菜等の特産物化や販路拡大等を通じた農業の経営安定化の推進や農産物直売所の支援や活性化により地産地消の促進を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、農業知識の向上を目指した活動や農産物の高付加価値化の推進、関係団体と連携し安定した農業経営の確立を支援する。

また、販路拡大や農産物直売所等での地産地消を推進する。

(b) 近隣地域においては、農産物の高付加価値化を推進し、道の駅や関係団体と連携し安定した農業経営の確立を支援する。また、販路拡大や農産物直売所等での地産地消を推進する。

(4) 森林等地域資源の活用の推進

a 取組の内容

森林を生きた資源として活用するため、人が森林に関わる機会を創出し、森林に対する意識を向上させるとともに、林業の担い手を育成する。また、地域資源を活用した特産振興を推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、里山や森林に人が集まる機会を創出する。

(b) 近隣地域においては、里山や森林に人が集まる機会の創出や林業の担い手を育成するとともに、水産資源等地域資源を活用した特産品の開発を推進する。

(7) 企業誘致、商業の活性化の推進

a 取組の内容

新規企業の立地や既存企業の規模拡大、雇用創出に対する支援を行う。また、商工会議所や商工会と連携し、商工業の振興や後継者育成、創業支援の推進を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域内への企業立地に向けた情報発信を行い、新規企業の立地や既存企業の規模拡大、雇用創出に対して支援を行う。

また、商工会議所と連携し創業支援や中心市街地の活性化を推進する。

(b) 近隣地域においては、新規企業の立地や既存企業の規模拡大、雇用創出に対して支援を行う。また、商工会と連携し創業支援や中山間地域等での買い物弱者に対して買い物支援を行う。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域交通

(ア) 公共交通の維持確保

a 取組の内容

地域公共交通について、利用者ニーズの把握に努め、バス交通を中心とした効率的で利便性の高い公共交通ネットワーク網を構築し、公共交通の維持確保を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、鉄道やバスによる市内外への移動の利便性を確保するため、利用者ニーズの把握に努め、効率的な公共交通ネットワーク網を構築するとともに、利用促進を図る。

(b) 近隣地域においては、鉄道やバスによる中心地域への効率的な移動を確保するため、利用者ニーズの把握に努めるとともに、利用促進を図る。

(イ) 道路の整備促進

a 取組の内容

地域内外の交流を促進するため、主要幹線道路ネットワークの整備促進や能登川駅周辺の道路環境の利便性の向上、その他の広域的な観点から交通インフラの整備を推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、国道や県道などの主要幹線道路の整備を推進するとともに、地域内道路や街路の整備を推進する。

(b) 近隣地域においては、地域内道路や能登川駅周辺の道路環境の整備を推進する。

イ 情報・交流

(ア) 地域情報の共有、発信の強化

a 取組の内容

市内全域に整備した光ケーブル網を活用し、ケーブルテレビによる地域情報や行政情報を提供し、情報の共有を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、ケーブルテレビを通じて行政情報を提供するため、番組の企画立案を行う。また、地域情報の提供やケーブルテレビ網の更新、維持管理を行う。

(b) 近隣地域においては、地域情報の提供やケーブルテレビの機能強化を図るとともに、情報通信サービスを提供する。

(イ) 観光交流、移住の推進

a 取組の内容

地域や関係団体と連携し、都市部の住民や圏域外からの誘客による交流や圏域外からの移住の促進を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、観光誘客の推進のため、関係団体との調整や企画立案を行う。また、圏域外からの移住策の企画立案や移住の受入れを図る。

(b) 近隣地域においては、観光誘客の推進のため、関係団体との調整や農家民泊の受入れを行う。また、圏域外からの移住の受入れを図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材

(ア) 職員力、組織力の向上

a 取組の内容

地域の課題解決に向けて、戦略的に人材育成と能力開発を行い、モチベーションが高く、政策形成能力を持つ職員の育成や組織力の向上を図る。

b 機能分担

中心地域、近隣地域の区別なく、政策推進型の組織への移行やまちづくりに挑戦する組織風土づくりに取り組むとともに、職員の意識改革や職員の能力向上を図る。

(その他)

第4条 この方針に掲げる取組について必要な事項は、市長が別に定める。